

# 会 議 録

## 1 会議名

第9回柿崎区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 協議事項（公開）

- ・平成30年度柿崎区地域活動支援事業の採択方針・審査に当たり定める事項の見直し（案）について
- ・まちづくりフォーラムの開催について

### (2) 報告事項（公開）

#### ①市からの報告

- ・町内会集会場設置等補助金の改定について

### (3) その他（公開）

## 3 開催日時

平成29年12月19日（火）午後4時から5時05分まで

## 4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 305～307会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く） 氏名（敬称略）

- ・委 員：小出優子(副会長)、片桐充、加藤満、金子正一、佐藤健、白井一夫、高野武夫、武田正教、新部直彦、榆井隆子、吉井一寛、渡邊征雄
- ・事 務 局：柿崎区総合事務所 南博幸所長、佐藤誠司次長、風巻雅人総務・地域振興グループ長、大橋靖夫産業グループ長、古屋靖夫建設グループ長、島岡聡市民生活・福祉グループ長、唐澤幸代地域振興班

長、長井英紀主任(以下グループ長はG長と表記)

## 8 発言の内容(要旨)

### 【佐藤次長】

- ・会議(地域協議会)の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会長が欠席のため、地方自治法第202条の6第5項の規定に基づき副会長が議長の職務を代行する旨を説明
- ・本日本日予定していた自主的審議事項は次回に送る旨を説明

### 【小出副会長】

- ・副会長挨拶
- ・会議録署名委員に吉井委員を指名

### 【小出副会長】

協議事項(1)「平成30年度柿崎区地域活動支援事業の採択方針・審査に当たり定める事項の見直し(案)について」検討委員会の金子委員長から説明をお願いします。

### 【金子委員】

- ・資料No.1-1および資料No.1-2に基づき説明

### 【小出副会長】

検討委員会の委員は去年の委員が1人も入らないで新しいメンバーになった事で、昨年検討した経緯が伝わらなかった部分があったと思ったのは「共通審査基準の評価等」の所だ。「3点以上とすることができない」と言う部分を単に直して「3点以下とする」としたわけではなく、継続している事業は自分たちの自助努力というか実績が出てくるので、評価を3点に抑えた方がよいのではないか。継続してお金をもらい続けているので、発展性や継続性の点でお金がなければできないというような事業ばかりになっても困る。それでかなり議論して3点以下としたと思う。

### 【金子委員】

委員の構成がガラッと変わったので、その経緯が分かっていない面はあったが、私は3点以上とすることができないとなれば1点か2点しかなく、3点以下とな

れば3点もあるという解釈をした。

ただ、この支援事業はどんどん新しいものが出てくればよいが、皆さんが柿崎のために継続していかなければできない事業もある。そんな中でどうしたら採択してやれるかが大きな焦点になる。しかも、継続事業は2年目が10分の9で3年目が10分の8になり、予算額も削られる。委員で協議の結果この様な案となった。今年はたまたま2点台が5件もあったことが1つの要因になったことも歪めない。

#### 【吉井委員】

この支援事業の成り立ちは、新しい上越市ができてから各地域協議会に予算が振り分けられ、新しい事業を起こすことでスタートした。補助金の額等で、最初に申請すると10分の10なのだが2年目が10分の9になり、3年目が10分の8になるということは、地域活動支援事業はなるべく新しい物を優先的にしようという意思が入っている。共通審査基準の発展性の評価が従前のものについては低いというのは地域活動支援事業が始まって以来だと思うが、これをすべて取り払って良いものかがちょっと引っ掛かる。

他の地域協議会の条項をすべて見ていないので何とも言えないが、私は点数を付けるときに新しいものを優先的に上げて、そうでない2年目3年目のものはある程度のしぼりを残しておいた方がよいような気がする。

#### 【榎井委員】

私も継続している事業に関しての考え方はあった方がよいと思うし、新しい事業にも入ってきてほしい。去年はここをよく考えて決めた事だが、実際にやってみたら全員が3点の満点を付けないと採択にならない。それで2点台の事業が沢山出てしまった。それであればこれを4点以下とする、などとしないと。多分その中でも全員が3点を付けることは中々難しいと思うので、ここはやはり4点以下とするのが現実的ではないかと思う。

#### 【金子委員】

検討委員会でこのようにまとめてみたが、もちろんこれは叩き台であって、ここで協議して決めていただければよい事であり、その点は認識をいただきたいと思う。ただ、今年みたいに2点台と言うのが5件もあった中で「総合点が15点以上、各項目の評価が3点以上であること」これが根幹部分であり、それを下まわっても何とか上げようと色々協議した結果である。「各項目の評価が3点以上であること」その辺との整合性でどうするか、皆さんの協議で決めていただければ良いと思う。

#### 【吉井委員】

共通審査基準の評価等が一番の問題だ。削除の所に「従前の事業と同様の内容であるか、財源の振替や確保を図るものとみなされるか、などがわかります」と

書いてあるが、これは申請する時点で分かるという事か。それで、分かっただろうなるのか、そこの意味が理解できない。

#### 【金子委員】

分かったからどうこうはないが、我々委員がそれを見て、これは財源の振替や確保を図るものと判断が中々難しく、それで事前相談を必須にして水際での察知ができればと考えた。

#### 【小出副会長】

継続事業に対して柿崎区では当初最高限度額150万円の枠で補助金がもらえた。それに対して2年目は2割減の30万円減、3年目以降は4割減の60万円の減だ。と言う事は、150万円の事業をするためには、60万円の自費がいる事になり、そうすると長く継続している事業ではお金の工面が出来ないと言う訴えも出てきて、それで上限を100万円にし、1年目は100%、2年目は90%、3年目は80%で、100万円の事業でも20万円を自費にすればできるという様な継続事業に対する手当てもしてある。そう言う意味で、継続事業に対しても1点から5点まで付けてよいのではないかというのはいかがでしょうかと思う。

#### 【新部委員】

要は同じ事業を毎年繰り返してきた団体に5点まであげてしまうと、初めて出て来た新規申請の団体の方が不利になる。そういう事がない様にブレーキを掛け、3点を取れば合格で、28年度までは3点は付けられなかったが29年度は3点を付けてもよいですと、救いましょうと言う事で手を施した。ここでそれを取り払うと新規事業も継続事業も同じ土俵の上になってしまう。できれば「3点以下」を残した方がよいと思う。例え1点から5点と伸ばしても各委員の判断で2点とする方もおられるかもしれないが、このブレーキはあった方がよいと思う。

#### 【金子委員】

1点から5点の範囲としても継続事業に関しては各委員がそれぞれの判断の中で「4点、5点は無いだろう」とか、ブレーキの掛ける面があると思う。ただ、継続であっても素晴らしい事業は高い点数でも良いのではないかとの意見も検討委員会の中であり、皆さんがそれぞれで判断され、その中で決めていただければ良いと思う。

#### 【白井委員】

今回160万円程の事業費で提案して来て、10分の8よりも少ない補助金額の物があつた。160万円の事業の10分の8だと100万円を超える。だが上限が100万円だからそこでしぼられるわけだ。そこら辺に巧妙に隠されたものがあつたと思うが、そんな例もあるのでやはり新部委員の言われた様にしぼりがあつた方がはっきりすると私は思う。

### 【武田委員】

確かに新部委員の言われたしほりが必要だというのは分かっていたが、もし3点以下を残すのであれば今年のような事のない様に、点数を付ける委員の考え方を統一し、一人でも3点に満たない点数を付けるとその事業は成り立たなくなると言う事を頭に置いて定めるのはよいと思う。今は何度も行っている事業は結構地元で根付いてきていると思う。そう言うものを何回目だからで落とした場合、その地域に根付いてきた行事がどうなるのかとの話しの中で、いかにして残してやろうかという事で4点と言う話も出たが、中途半端ならばしほりが無くても変わらないと言う話になった。その辺を考えて議論してほしいと思う。

### 【小出副会長】

発展性の評価を3点以下とするか、1点から5点の範囲で採点できるようにするかと言う議論になっている。

他区では、3年以上同じ事業で3回申請したらそれ以降は申請できないと言うしほりがある所もあるし、3点以下の低い点数でも地域協議会委員で協議して決定していくやり方をしている所もある。

### 【金子委員】

皆さんの総意の中で継続事業はブレーキを掛けるとなれば、それもやぶさかではない。先程武田委員の言われた様に、この事業は2点の評価しかないとされればそれもやむを得ない。しかし、今年の様になってしまうと本来の趣旨がくつがえされる様な事になるので、あくまでも15点以上、各項目3点以上と言うのが根幹である事を皆さんから認識していただき、一つのけじめを付けた方がよいとなれば私はそれで納得する。ただ、事前相談を必須にする事は条項ではないが、是非その形でお願いしたい。

### 【小出副会長】

やはり文章になった物が残っていると後で委員が変わった時も良いと思うが、事前相談を必須にする事は条項に入れる必要性はあるか。

あと、同様の内容で財源の振替や確保を図るものとみなされるものに関して、以前は事務局で目配りしていただいた時代があったと思うが、今は全く事務局でカットする事は無くなったので、事前相談はあった方がよいと思う。

先ず「共通審査基準の評価等」の第3項は、このまま残す事でよいか。

### 【吉井委員】

この項目を残すか残さないかというのは、今副会長が言われた様に残すとなると、委員会で削除しようと提案してきた内容がひっくり返る事になる。そうであればここで決を採った方がよいと思う。

### 【小出副会長】

では、委員会からの提案では削除となっている第3項をそのまま継続で残す事に賛成の方、挙手をお願いします。

- ・賛成＝7人

**【小出副会長】**

微妙な数であるが、出席された委員12名中の7人として良いか。

- ・委員の同意を確認

では、この第3項は29年度通り残すこととする。  
他に意見はないか。

**【片桐委員】**

事業の採択基準の15点以上であることが基準というこの考え方だが、15点以上でないと駄目だということではないと思う。15点に届かなければ採択できないと言う事ではないと思うが、皆さんの意見を聞きたい。事務局の考えを聞きたい。

**【唐澤班長】**

私としては、15点以上とらなかったら落とさなければいけないという考え方は、もしもそういう案件が出てきた場合に地域協議会委員の皆さんで協議をされ、どうするかを決めていただく方が良いと思っている。過去にも評点が15点以上ではあったが各項目の評価が3点以上でなかった場合であっても、皆さんの協議の中で採択してきていて、これからもこの基準を残しつつ最終結果が出た時に委員の皆さんで協議をしていただき決めると解釈している。

また、採択方針では採択しない事ができるとあり、その辺の関係で最終的には採点結果の中で協議していただく事と考えている。

**【渡邊委員】**

地域協議会の案内を事前にいただき時にこの資料もいただき、今までの経緯とか採択基準と照らし合わせたかった。検討委員会での結果は今日来るまで分からなかったの、事前にこの資料をいただき、この様な内容でこの様な修正案があったと知りたかった。

**【小出副会長】**

この協議事項内容は、今日決定しないと間に合わないか。1月だと間に合わないのか。

**【唐澤班長】**

次の1月の地域協議会でということかと思うが、1月で決まれば何とか間に合うと思う。

**【小出副会長】**

提案なのだが、今日はこれを持ち帰っていただき、1月に改めて協議してはどうか。

**【新部委員】**

もう採決したわけで、これはもう採決して決まったから終わりだ。今の渡邊委員の要望は、この資料をもっと早く欲しかったということで、次から資料を出す時は早目に出してくださいということで、今日の議題はもう決まった。これは会議の原則だ。採決の取り直しはない。

**【小出副会長】**

私の言い方が悪かったが、第3項の削除についての賛否をいただいたと思っていた。

**【新部委員】**

あと採決を採る所はないのではないかと。他に質問がないということは提案どおりで皆さん了承されているということで、他に何も無いのではないかと。逆に言えば、第3項が委員会の提案から平成29年度の内容に戻ったのだから。後は、第3項、第4項、第5項が元の番号に戻るとのことだけである。

**【小出副会長】**

分かりました。

では次に移らせていただく。

(2) まちづくりフォーラムの開催について、武田委員より案の説明をお願いします。

**【武田委員】**

- ・資料No. 2に基づき説明

**【小出副会長】**

今説明いただいた案のとおりでよいか。

- ・特に意見はなし

では、案のとおり取り組んでいきたいと思う。

**【小出副会長】**

次に、5番の報告事項に移る。市からの報告をお願いする。

#### 【風巻G長】

先回の地域協議会において、金子委員から「町内会集会場設置等補助金」について質問があった件について、内容を共生まちづくり課に確認したので簡単に説明する。

担当の共生まちづくり課では、来年度「町内会集会場設置等補助金」の見直しを予定しているとのこと。見直しの大きな点は次の3点となっている。

1点目は、町内会集会場の新築、修繕の場合の補助率である。現行制度では4分の1となっているが、見直し後は2分の1に引き上げられる。また、耐震診断、耐震補強工事の補助率は、現在2分の1となっているが見直し後は5分の3となる。

2点目は、新築、修繕の場合の事業費の下限の変更である。現行制度では50万円となっているが30万円に引き下げられ、小規模な修繕にも利用できるようになる。

3点目は、事業費の上限である。それぞれの区分で10万円から400万円までが上限だったが、見直し後はすべての区分で上限が750万円となる。

なお、いずれも3月議会で予算が議決された後の見直しとなる。

#### 【金子委員】

例えば、1回目は水廻りの工事で200万円掛かり、この制度を利用し、まだこの制度が継続していた場合に、例えば7～8年後に外壁や屋根を直す際、いわゆる2回目もこの制度を利用できるか。

#### 【風巻G長】

上限が750万円となっているので、年次計画で修繕を行っても750万円に達するまでは可能と考えている。

#### 【小出副会長】

6番のその他に移る。

次回からの地域協議会、10回、11回、12回を午後2時からとする。

- ・第10回柿崎区地域協議会の開催日について

日 時：平成30年1月16日（火） 午後2時から

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307会議室

- ・第11回柿崎区地域協議会の開催日について

日 時：平成30年2月20日（火） 午後2時から

会 場：柿崎コミュニティプラザ 4階ホール

- ・第12回柿崎区地域協議会の開催日について

日 時：平成30年3月20日（火） 午後2時から

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307会議室



【唐澤班長】

- ・配布資料について説明

【小出副会長】

- ・閉会を宣言

(午後 5 時 0 5 分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL : 025-536-6701 (直通)

E-mail : [kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。